医師の働き方改革の進め方（連携Ｂ）　【想定】

派遣をする側(大学病院等)

派遣を受ける側

ステップ①

■自医療機関勤務医師の勤怠を管理(把握)
- 各医師の自院＋派遣先の時間外の状況(合計)を把握
- 各医師の連続勤務時間、勤務インターバルを把握

勤務時間の共有

■自医療機関勤務医師の勤怠を管理(把握)
- 自院勤務医の時間外勤務の状況を把握
- 派遣医師の勤務時間の状況を把握

※派遣を受ける側は、自院での勤務時間が時間外勤務なのか、派遣元の勤務までのインターバル時間が何時間なのかを把握していない場合がある

ステップ②

■自院の対応方針(案)の決定

【時間外勤務】

①９６０時間超者がいない場合
→Ａ水準(対応不要)

②９６０時間超者がいる場合
⇒２０２４年３月末までに解消
→Ａ水準(対応不要)
・派遣先へ影響の有無を伝達

⇒２０２４年３月末までに解消不可
→連携Ｂ水準の特例指定を申請
・派遣先へ影響の有無を伝達

【連続勤務時間･勤務インターバル】

○派遣先の勤務時間を調整しなければ、自院の診療に影響がある場合
→派遣先へ調整を要請
※派遣可能時間等を伝達

■自院の対応方針(案)の決定

●自院勤務医の勤務時間等の見直しで対応可能か
※宿日直許可申請を含む

●自院で対応不可の場合、地域の他医療機関から協力を得ることは可能か

各地域において必要に応じ、「地域医療構想調整会議」等の場で、地域の関係者間で対応策を協議

各状況において、北海道医療勤務環境改善支援センターが支援

(注)連携Ｂに関わらず、自院の診療体制を確保するために、派遣先医療機関の日数・時間を見直すことが必要な場合には、派遣先へ伝達することが必要

断続的な宿日直の許可基準について

○断続的な宿日直とは

・本来業務の終了後などに宿直や日直の勤務を行う場合、当該宿日直勤務が断続的な労働と認められる場合には、行政官庁の許可を受けることにより、労働時間や休憩に関する規定は適用されないこととなる。

○断続的な宿日直の許可基準（一般的許可基準）※S22発基17号

・断続的な宿日直の許可基準は以下のとおり。

１．勤務の態様

① 常態として、ほとんど労働をする必要のない勤務のみを認めるものであり、定時的巡視、緊急の文書又は電話の収受、非常事態に備えての待機等を目的とするものに限って許可するものであること。

② 原則として、通常の労働の継続は許可しないこと。したがって始業又は終業時刻に密着した時間帯に、顧客からの電話の収受又は盗難・火災防止を行うものについては、許可しないものであること。

２．宿日直手当

宿直勤務１回についての宿直手当又は日直勤務１回についての日直手当の最低額は、当該事業場において宿直又は日直の勤務に就くことの予定されている同種の労働者に対して支払われている賃金の一人１日平均額の１／３以上であること。

３．宿日直の回数

許可の対象となる宿直又は日直の勤務回数については、宿直勤務については週１回、日直勤務については月１回を限度とすること。ただし、当該事業場に勤務する18歳以上の者で法律上宿直又は日直を行いうるすべてのものに宿直又は日直をさせてもなお不足であり、かつ勤務の労働密度が薄い場合には、宿直又は日直業務の実態に応じて週１回を超える宿直、月１回を超える日直についても許可して差し支えないこと。

４．その他

宿直勤務については、相当の睡眠設備の設置を条件とするものであること。

断続的な宿日直の許可基準について

○断続的な宿日直の許可基準（医師、看護師等の場合） ※R1基発0701第８号

・医師等の宿日直勤務については、前記の一般的な許可基準に関して、より具体的な判断基準が示されており、以下の全てを満たす場合には、許可を与えるよう取り扱うこととされている。

① 通常の勤務時間の拘束から完全に解放された後のものであること。
（通常の勤務時間が終了していたとしても、通常の勤務態様が継続している間は宿日直の許可の対象にならない。）

② 宿日直中に従事する業務は、前述の一般の宿直業務以外には、特殊の措置を必要としない軽度の又は短時間の業務に限ること。
例えば以下の業務等をいう。
- 医師が、少数の要注意患者の状態の変動に対応するため、問診等による診察等（軽度の処置を含む。以下同じ。）や、看護師等に対する指示、確認を行うこと
- 医師が、外来患者の来院が通常予定されない休日・夜間（例えば非輪番日など）において、少数の軽症の外来患者や、かかりつけ患者の状態の変動に対応するため、問診等による診察等や、看護師等に対する指示、確認を行うこと
- 看護職員が、外来患者の来院が通常予定されない休日・夜間（例えば非輪番日など）において、少数の軽症の外来患者や、かかりつけ患者の状態の変動に対応するため、問診等を行うことや、医師に対する報告を行うこと
- 看護職員が、病室の定時巡回、患者の状態の変動の医師への報告、少数の要注意患者の定時検脈、検温を行うこと

※R1基発0701第８号で業務の例示を現代化

③ 宿直の場合は、夜間に十分睡眠がとり得ること。

④ 上記以外に、一般の宿日直許可の際の条件を満たしていること。

※宿日直の許可は、所属診療科、職種、時間帯、業務の種類等を限って得ることも可能（深夜の時間帯のみ、病棟宿日直業務のみも可能）

※R1基発0701第８号で取扱いを明記

輪番日以外の日なども可能です

○ 宿日直中に通常勤務と同態様の業務が生じてしまう場合

・宿日直中に、通常と同態様の業務（例えば突発的な事故による応急患者の診療又は入院、患者の死亡、出産等への対応など）がまれにあり得るとしても、一般的には、常態としてほとんど労働することがない勤務と認められれば、宿日直の許可は可能である（宿直の場合には、夜間に十分な睡眠が取り得るものであることも必要。）。

・なお、許可を受けた宿日直中に、「通常と同態様の業務」をまれに行った場合、その時間については、本来の賃金（割増賃金が必要な場合は割増賃金も）を支払う必要がある。